

## 随意契約の契約状況表

(商工労働観光部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治法施行令第167条の2第1項中の号	随意契約の理由
1	創業経営支援課	大分市企業立地のご案内HP更新業務委託	令和5年1月18日	大分市中央町1-5-25 有限会社デザインマップ	2,170,300	2号	本業務は本市の企業立地に係る情報発信の更なる充実・強化のためのHP更新業務である。HP作成業務においては、平成30年度から(有)デザインマップに委託している。専門家による技術力・安全性に加え、魅力的なデザインと各種データの取り揃えが豊富であり、現システムの仕様や設定等に精通しているため、随意契約をするものである。
2	創業経営支援課	創業支援ルームWi-Fi環境整備業務委託	令和5年2月8日	大分市松が丘3-1-12 大分ケーブルテレコム株式会社	627,000	2号	創業支援ルームのWi-Fi整備については、入居事業者の事業活動を妨げることや24時間365日利用できる利点を損なうことなく迅速に整備を行う必要がある。 あわせて、J:COMホルトホール大分の一般の利用者の利用を妨げることなく整備を行う必要もある。 しかしながら、創業支援ルーム内まで新たな光配線を引き込むためには、J:COMホルトホール大分外部より光配線を引き込み、建物内部においても配線工事を行う必要があるため、入居事業者の事業活動やJ:COMホルトホール大分の一般の利用者の利用を妨げることなく配線工事を行うことは困難である。 そのため、過去の入居者がインターネット回線の引き込みを行った際に、光配線が残されている大分ケーブルテレコムと契約することで、入居事業者の事業活動やJ:COMホルトホール大分の一般の利用者の利用を妨げることなくWi-Fi設備の整備を短時間で行うことができる。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約といたしたい。